船橋市立保育所副食費の徴収等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市立保育所において市が提供する食事等（以下「給食」という。）のうち、副食費の額及び徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　船橋市立保育所　船橋市保育所条例（昭和５３年船橋市条例第１２号）別表に掲げる保育所をいう。

⑵　保護者　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

（対象児童）

第３条　副食費の徴収の対象となる者は、各年度の４月２日における年齢が３歳以上の児童（以下「児童」という。）とする。

（副食費の額等）

第４条　副食費の額は、児童１人当たり月額４，５００円とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、副食費の徴収を行わないものとする。

⑴　児童が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「府令」という。）第１３条第４項第３号イ⑵に該当するとき。

⑵　児童が府令第１３条第４項第３号ロ⑵に該当するとき。

⑶　児童が月の１日から末日までの全ての日においても給食の提供を受けないとき。

３　第１項の規定にかかわらず、児童が月の中途で保育所を利用する場合又は市長が、災害その他やむを得ない事由があると認める場合の副食費は、４，５００円に当該月の利用に係る日数（２０日を超える場合は、２０日）を乗じて得た額を２０で除して得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（副食費の決定等）

第５条　市長は、前条の規定に基づき副食費の額を決定したとき（前条第２項

に該当する場合を除く。）は、保護者に対し、船橋市立保育所副食費納入決定（変更）通知書（第１号様式）により通知するものとする。

（副食費の徴収）

第６条　市長は、保護者から、副食費を徴収する。

２　副食費の納付については、原則として口座振替によるものとする。

（納期限）

第７条　保護者は、毎月末日（１２月にあっては、同月２５日）までに当該月分の副食費を納付しなければならない。ただし、市長が、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

（給食の休止）

第８条　児童の保護者は、第４条第２項第３号の適用を受けようとするときは、当該月の前月の末日までに給食休止届（第２号様式）により、児童が在籍している船橋市立保育所に届け出るものとする。

（副食費の不還付）

第９条　既納の副食費は、還付しないものとする。ただし、市長が、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

（補則）

第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月２３日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年１２月２５日から施行する。

（副食費の徴収の特例）

２　第４条第１項及び第６条第１項の規定にかかわらず、市長は、令和６年１月１日から同年３月３１日までの給食に係る副食費を、当該保護者（当該月の１日時点の市内居住者に限る）から徴収しないものとする。ただし、第４条第２項各号の規定により免除される副食費については、この限りでない。

第１号様式

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市立保育所副食費納入決定（変更）通知書

船橋市立保育所副食費について、次のとおり決定（変更）しましたので通知いたします。

年度分

子ども	氏名				
	生年月日			クラス年齢	
保育所名	船橋市立　　保育園				
歳入科目	実費徴収金				
内容	副食費実費徴収金				
月分	金額	納期限	月分	金額	納期限
４月分			１０月分		
５月分			１１月分		
６月分			１２月分		
７月分			１月分		
８月分			２月分		
９月分			３月分		

※口座振替日は、毎月末日（１２月は２５日）です。
なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

第２号様式

給食休止届

年　　月　　日

船橋市長　あて

保護者の氏名

保護者の住所
(郵便番号　　－　　)

連絡先電話番号

下記の期間において船橋市立保育所における給食の利用を休止するので、次のとおり届け出ます。

児童の氏名：

児童の生年月日：　　年　　月　　日生

保育所名：船橋市立　　保育園

休止する期間：　　年　　月から
　　年　　月まで